



2025年2月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ホ ッ ト ラ ン ド
住 所 東 京 都 中 央 区 新 富 一 丁 目 9 番 6 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 瀬 守 男
(コード番号：3196 東証プライム)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 武 藤 靖
TEL. 03-3553-8885

当社の会社分割（新設分割）による持株会社体制への移行・商号変更

・定款一部変更及び当社子会社の商号変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更並びに定款の一部変更について、2025年3月28日開催予定の第34期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これに伴い、当社は、本定時株主総会の承認を条件として、2025年4月1日付で「株式会社ホットランドホールディングス」へと商号変更し、持株会社として引き続き上場を維持する予定であるとともに、2025年4月1日付けで、当社が営む築地銀だこの東日本エリア事業及び製販事業を、会社分割（新設分割）により、当社の100%子会社となる株式会社ホットランド東日本及び株式会社ホットランドフーズに承継させることを予定しております。

なお、当該会社分割（新設分割）は、会社法第805条の規定（簡易新設分割）に基づき、株主総会の承認を得ることなく行うとともに、本開示において、完全子会社を対象とする単独新設分割であるため、開示事項・内容を一部省略しております。

また、築地銀だこ事業の近畿・北陸エリアの店舗運営を行っている当社の100%子会社である株式会社ホットランド大阪について、2025年4月1日付で「株式会社ホットランド西日本」へと商号変更し、築地銀だこの近畿・北陸エリアに加えて西日本エリアの店舗運営を行うことといたします。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行の目的

当社グループは、「築地銀だこ」及び「銀だこハイボール酒場」を中心に、海外展開やM&Aを積極的に推進し、業容を拡大してまいりました。

昨今の新型コロナウイルスの影響に加え、原材料費や水道光熱費の高騰といった厳しい外部環境の変化にも対応しながら、「築地銀だこ」及び「銀だこハイボール酒場」の店舗展開、M&A、さらには株式会社オールウェイズ、株式会社ホットランドネクステージ、株式会社ファンインターナショナルなどの子会社を中心とした新業態の開発や海外展開を進めてまいりましたが、事業環境や業績の変化を踏まえ、1,000億円規模の外食グループを目指すべく、今後の当社グループの成長加速及び事業拡大並びに、より強固な経営基盤の構築を実現するための経営体制として持株会社体制へ移行することが最適であると判断いたしました。

新体制への移行を通じて、当社は持株会社としてグループの持続的成長と企業価値向上のため、事業戦

略及び財務戦略並びにブランド戦略の立案や、グループの資本効率やリスク管理及び人的資本の強化、グループ各社の経営執行に対する支援と監督機能を担い、グループ全体の事業拡大と収益改善に向けた取り組みを行ってまいります。

また、グループ各社においては、独立した企業としての責任の下で事業構造改革と成長戦略の実現に向けた取り組みを自立的に展開することを目標とし、企業価値の向上と資本効率の向上に向けた取り組みを行ってまいります。

II. 築地銀だこ東日本エリア事業の新設分割（株式会社ホットランド東日本）

1. 新設分割の要旨

(1) 本新設分割の日程

取締役会決議日	2025年2月27日
効力発生日	2025年4月1日（予定）

(注) 本新設分割は、会社法第805条の規定（簡易新設分割）に基づき、株主総会の承認を得ることなく行います。

(2) 本新設分割の方式

当社を分割会社とし、本新設分割により設立される本件新設会社を承継会社とする新設分割であり、本件新設会社は当社の完全子会社となる予定です。

(3) 本新設分割に係る割当ての内容

本件新設会社は普通株式1,000株を発行し、そのすべてを当社に割り当てます。

(4) 本新設分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 本新設分割による増減する資本金

本新設分割に伴う当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

本件新設会社は、分割事業に関する権利義務のうち、本新設分割計画において定めるものを当社から承継します。なお、債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとします。

(7) 債務履行の見込み

当社は、本新設分割において、当社及び本件新設会社が負担すべき債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

2. 本新設分割の当事者の概要

[分割会社（2024年12月31日現在）]

(1) 名 称	株式会社ホットランド
(2) 所 在 地	東京都中央区新富一丁目9番6号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐瀬 守男
(4) 事 業 内 容	築地銀だこ等の直営店の運営及びFC展開
(5) 資 本 金	3,313百万円
(6) 設 立 年 月 日	1991年6月10日
(7) 発 行 済 株 式 数	21,655,600株
(8) 決 算 期	12月31日
(9) 大株主及び持株比率	株式会社佐瀬興産 23.0% 佐瀬 守男 7.7%
(10) 分割会社の直前事業年度の財政状態及び経営成績（連結）（2024年12月期）	
純資産	12,543百万円
総資産	28,519百万円
1株当たり純資産額	556円75銭
売上高	46,126百万円
営業利益	2,545百万円
経常利益	3,444百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,849百万円

1株当たり当期純利益	87円01銭
------------	--------

[新設会社]

(1) 名称	株式会社ホットランド東日本
(2) 所在地	東京都中央区新富一丁目9番6号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 荻野 哲
(4) 事業内容	築地銀だこ東日本エリア事業
(5) 資本金	10百万円
(6) 設立年月日	2025年4月1日(予定)
(7) 発行済株式数	1,000株
(8) 決算期	12月31日
(9) 大株主及び持株比率	株式会社ホットランド 100%

3. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する事業部門の事業内容

築地銀だこ東日本エリア事業

(2) 分割する事業の経営成績(2024年12月期)

	分割する事業の売上高	当社連結売上高	比率
売上高	2,741百万円	46,126百万円	5.9%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額(2024年12月31日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	24百万円	流動負債	－百万円
固定資産	－百万円	固定負債	－百万円
合計	24百万円	合計	－百万円

(注) 2024年12月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に分割する金額は上記金額に効力発生日までの増減を調整したものになります。

4. 本新設分割後の状況

当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期いずれも本会社分割による影響はありません。

5. 今後の見通し

本新設分割において、承継会社は当社の完全子会社であるため、本新設分割が連結業績に与える影響は軽微であります。

Ⅲ. 製販事業の新設分割(株式会社ホットランドフーズ)

1. 新設分割の要旨

(1) 本新設分割の日程

取締役会決議日	2025年2月27日
効力発生日	2025年4月1日(予定)

(注) 本新設分割は、会社法第805条の規定(簡易新設分割)に基づき、株主総会の承認を得ることなく行います。

(2) 本新設分割の方式

当社を分割会社とし、本新設分割により設立される本件新設会社を承継会社とする新設分割であり、本件新設会社は当社の完全子会社となる予定です。

(3) 本新設分割に係る割当ての内容

本件新設会社は普通株式1,000株を発行し、そのすべてを当社に割り当てます。

(4) 本新設分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 本新設分割による増減する資本金

本新設分割に伴う当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

本件新設会社は、分割事業に関する権利義務のうち、本新設分割計画において定めるものを当社から承継します。なお、債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとします。

(7) 債務履行の見込み

当社は、本新設分割において、当社及び本件新設会社が負担すべき債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

2. 本新設分割の当事者の概要

[分割会社 (2024年12月31日現在)]

(1) 名 称	株式会社ホットランド
(2) 所 在 地	東京都中央区新富一丁目9番6号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐瀬 守男
(4) 事 業 内 容	築地銀だこ等の直営店の運営及びFC展開
(5) 資 本 金	3,313百万円
(6) 設 立 年 月 日	1991年6月10日
(7) 発 行 済 株 式 数	21,655,600株
(8) 決 算 期	12月31日
(9) 大株主及び持株比率	株式会社佐瀬興産 23.0% 佐瀬 守男 7.7%
(10) 分割会社の直前事業年度の財政状態及び経営成績 (連結) (2024年12月期)	
純資産	12,543百万円
総資産	28,519百万円
1株当たり純資産額	556円75銭
売上高	46,126百万円
営業利益	2,545百万円
経常利益	3,444百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,849百万円
1株当たり当期純利益	87円01銭

[新設会社]

(1) 名 称	株式会社ホットランドフーズ
(2) 所 在 地	東京都中央区新富一丁目9番6号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 難波 一康
(4) 事 業 内 容	製販事業
(5) 資 本 金	10百万円
(6) 設 立 年 月 日	2025年4月1日 (予定)
(7) 発 行 済 株 式 数	1,000株
(8) 決 算 期	12月31日
(9) 大株主及び持株比率	株式会社ホットランド 100%

3. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する事業部門の事業内容

製販事業

(2) 分割する事業の経営成績 (2024年12月期)

	分割する事業の売上高	当社連結売上高	比率
売上高	1,913百万円	46,126百万円	4.1%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額 (2024年12月31日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	258百万円	流動負債	4百万円

固定資産	2 百万円	固定負債	5 百万円
合計	261 百万円	合計	9 百万円

(注) 2024 年 12 月 31 日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に分割する金額は上記金額に効力発生日までの増減を調整したものになります。

4. 本新設分割後の状況

当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期いずれも本会社分割による影響はありません。

5. 今後の見通し

本新設分割において、承継会社は当社の完全子会社であるため、本新設分割が連結業績に与える影響は軽微であります。

IV. 商号・定款の一部変更

1. 商号・定款変更の理由

本会社分割（新設分割）により当社が持株会社体制へ移行することに伴い、2025 年 4 月 1 日（予定）をもって商号及び目的、その他の変更を行うものであります。なお、本定款の一部変更は、2025 年 3 月 28 日開催予定の定時株主総会において本議案が承認されることを条件としております。

2. 商号変更後の商号

株式会社ホットランドホールディングス（英文名：HOTLAND HOLDINGS Co., Ltd.）

3. 定款一部変更の内容

定款一部変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>株式会社ホットランド</u>と称し、英文では <u>HOTLAND Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1、～15、(条文省略)</p> <p>16、不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理及び運用</p> <p>17、～18、(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>19、前各号に付帯する一切の事業</p> <p>第 3 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(附則)</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>株式会社ホットランドホールディングス</u>と称し、英文では <u>HOTLAND HOLDINGS Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、<u>当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>1、～15、(現行どおり)</p> <p>16、<u>不動産及び動産の</u>売買、賃貸、仲介、斡旋、<u>管理並びに</u>運用</p> <p>17、～18、(現行どおり)</p> <p><u>19、有価証券の保有、運用、管理及び売買その他の投資事業</u></p> <p>20、前各号に付帯する一切の事業</p> <p>第 3 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 <u>定款第 1 条 (商号) 及び第 2 条 (目的) の変更の効力は、2025 年 4 月 1 日に生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 本条の規定は、前項の効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

V. 子会社の商号変更

1. 商号変更の理由

当社の 100%子会社である株式会社ホットランド大阪について、2025 年 4 月 1 日付で築地銀だこの近畿・北陸エリアに加えて西日本エリアの店舗運営を行うことにより、同日付で「株式会社ホットランド西日本」へと商号変更いたします。

2. 子会社の概要

(1) 現 商 号	株式会社ホットランド大阪
(2) 新 商 号	株式会社ホットランド西日本
(2) 所 在 地	大阪市淀川区西中島五丁目 13 番 17 号
(3) 代 表 者	代表取締役会長 荻野 哲
(4) 事 業 内 容	西日本におけるたこ焼店等の展開
(5) 資 本 金	50 百万円

3. 変更日

2025 年 4 月 1 日

以 上